

集中高度先端医療受信倶楽部

2015年11月17日

第1条（名称）

本クラブは、「集中高度先端医療受信倶楽部」（以下本クラブという）と称します。

第2条（目的）

本クラブは、集中グループのネットワークを通じ、予防医療、先進医療の観点から本クラブ会員の健康維持を図れるようにサポートすると同時に、緊急救命のネットワークの構築を目指すことを目的とします。

第3条（会員制度）

本クラブは、会員制とする。

本クラブに入会しようとする者は、本会則を承諾し、別途定める入会金と年会費を納める。

第4条（期間）

本クラブ会員である期間は、入会から10年とする。

第5条（会員入会資格）

年齢20歳以上で、本会則、諸規則を順守する方

反社会的勢力、その他これに類似する団体あるいは、その構成員でない方

日本国籍又は、日本に永住権のある方

第6条（会員資格の譲渡）

本会員は、原則として第三者に譲渡できない。

第7条（会員資格の喪失）

会員は次の事項に該当する場合、その会員資格を喪失する。

会員の都合による退会を申し出、本クラブがこれを承諾した場合

除名された場合

会員本人の死亡

運営上のやむをえない事情により、本クラブが運営を中止した場合

第8条（会員除名）

会員が以下の事項に該当した場合、本クラブはその会員を除名することができる。また会員は、その時点ですべての会員資格を喪失する。

本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、会員として不適切な行為をしたとき
他の会員に対し著しい迷惑行為をしたとき
本会則や諸規則に違反したとき
会費その他、諸経費を支払わなかったとき
入会申込みの書類の記載に偽りがあったとき
その他、本クラブの会員にふさわしくないと認めたとき

第9条(退会)

会員が退会しようとする時は、所定の書類を本クラブに提出しなければならない。
退会の場合、会費など諸経費の滞納がある場合には、これを完済しなくてはならない。

第10条(責任事項)

会員が治療または検査で受けた被害や損害に対して、本クラブは一切の責任を負わない。

第11条(変更事項)

会員は、住所、連絡先などに変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

第12条(個人情報の取り扱いと同意)

本クラブでは、会員の個人情報の保護に努める。
本クラブは、会員情報を本会則に従い医療サポート業務に利用する。
法令に基づく要請など、正当な理由がある場合は会員情報を第三者に開示することがある。

第13条(会則、規約の改定)

本クラブは、会則等の改正を行うことができる。尚、改正した会則などの効力は全会員に及ぶものとする。
本会則に定めていない必要な事項は、本クラブがこれを定める。

以上